

ウィークリースタンス実施要領

1. 目的

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、全ての業務委託で現場環境の改善を実施し、より一層魅力ある仕事及び現場の創造に努めることを目的とする。

2. 対象

飯塚市都市建設部、各支所経済建設課及び企業局発注の全ての測量、設計、調査等の業務委託に適用する。ただし、災害対応や維持管理対応等緊急を要する場合は除く。

3. 取組内容

休日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

【依頼日・時間及び期限に関すること】

(1) 休日及びノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

【会議、打合せに関すること】

(2) 業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

(1 6時以降など、受発注者間で具体的な時間を設定する)

(3) 打合せは Web 会議等の活用に努める。

【業務時間外の連絡に関すること】

(4) 業務時間外の連絡を行わない。(情報共有システムやメール等を含む)

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

4. 実施方法

(1) 受注者によって、勤務時間、ノー残業デー等が異なることから、柔軟性をもった取組とする。

(2) 業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

(3) 着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

(4) 業務の進捗状況にあわせて、適宜取組の見直しを行い、実効性のある取組とする。

5. 適用年月日

本要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。なお、令和7年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

附則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。